

令和8年度 実践研修 受講申込みの流れ

別紙 1

実践研修は、相談支援従事者初任者研修（講義部分）（以下「相談初任者研修」）の受講及びサービス管理責任者等基礎研修（以下「基礎研修」）または平成18年度から30年度に実施したサービス管理責任者等研修（以下「旧カリキュラム研修」）を修了後、規定の実務経験を経て受講申込を行う場合（区分1及び2）と、サービス管理責任者等更新研修（以下「更新研修」）を受講しなかったために従事資格が失効した方が再度従事資格得るために申込を行う場合（区分3）があります。下記フローチャートを参照の上、ご自身の申込区分を間違えずにお申し込みください。

